

令和8年1月9日

国土交通省関東地方整備局

京浜河川事務所

第10回 『明日の西湘海岸を考える懇談会』を開催します。

国土交通省及び神奈川県は、西湘海岸における保全対策等に関する事業を行っています。

国土交通省及び神奈川県の両海岸管理者が行う事業について情報提供を行うとともに、有識者、地元関係者、行政機関等が集まり、防災、環境、利用など様々な観点から、これから西湘海岸のあり方について意見交換を行う『明日の西湘海岸を考える懇談会』を平成27年3月25日から開催しています。このたび、第10回『明日の西湘海岸を考える懇談会』を下記のとおり開催しますので、お知らせいたします。

1. 日時 令和8年1月16日（金） 10:00～14:30（予定）
2. 場所 現地視察：第5岩盤型潜水突堤工事個所他 10:00～12:00
会 場：神奈川県小田原合同庁舎2階 2D・2E会議室 13:00～14:30
神奈川県小田原市荻窪350番地の1
3. 議事（予定）
 - ・国土交通省による西湘海岸直轄海岸保全施設整備事業の概要について
 - ・神奈川県による海岸保全対策事業の概要について
 - ・意見交換
4. 主催 国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所 ・ 神奈川県
5. その他公開等
 - ・懇談会は、小田原合同庁舎会場のみ、報道機関及び一般の方が傍聴することができます。また、傍聴をご希望される報道機関の方は、別紙1により事前登録をお願いいたします。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 神奈川県政記者クラブ

<問い合わせ先>

国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所

TEL: 045-503-4000 メールアドレス: ktr-keihin-kannai@mlit.go.jp

副所長 島村（しまむら） (内線204)

地域防災調整官 浅野（あさの） (内線304)

神奈川県国土整備局河川下水道部

防災なぎさ担当課長 平本（ひらもと） TEL: 045-285-0815（直通）

河港課なぎさグループ 石川（いしかわ） TEL: 045-210-6514（直通）

メールアドレス: nagisaseibi@pref.kanagawa.lg.jp

【会場位置図】

所在地: 神奈川県小田原市荻窪 350 番地の 1



- 会場 神奈川県小田原合同庁舎2階 2D・2E会議室
ご案内 JR東海道線 小田原駅西口より徒歩約15分

【駐車場について】会場の駐車場台数に限りがございます。お越しの際は電車バス等の公共交通機関をご利用下さい。

参考①

「明日の西湘海岸を考える懇談会」委員名簿

氏名	所属	
【座長】宇多 高明	日本大学 客員教授	有識者
佐藤 慎司	高知工科大学 システム工学群 教授	
川辺 みどり	東京海洋大学 教授	
柴山 知也	中央大学研究開発機構 機構教授	
関根 正人	早稲田大学 理工学術院 教授	
武井 正	(公財) 相模湾水産振興事業団代表理事	漁業関係
高橋 征人	小田原市漁業協同組合代表理事組合長	
小島 拓	大磯二宮漁業協同組合代表理事組合長	
上田 雅一	大磯二宮漁業協同組合副組合長	
菊田 稔	大磯町区長連絡協議会会長	住民利用者
関 光裕	二宮町地区長連絡協議会代表	
田邊 邦良	二宮町観光協会会长	
小又 英一郎	二宮海岸に砂浜を戻す会代表	
柴田 亮	国土交通省国土技術政策総合研究所海岸研究室長	行政
武井 好博	小田原市副市長	
鈴木 一男	大磯町副町長	
渡邊 恒文	二宮町副町長	
平本 浩一	神奈川県県土整備局河川下水道部防災なぎさ担当課長	
宇角 隆司	神奈川県県西土木事務所 小田原土木センター所長	
池田 六大	神奈川県平塚土木事務所長	
阿部 昌幸	国土交通省関東地方整備局河川部低潮線保全官	
佐々木 昇平	国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所長	

参考②

「明日の西湘海岸を考える懇談会」 傍聴規定

(趣旨)

第1条 本規定は、明日の西湘海岸を考える懇談会（以下「懇談会」という。）の傍聴に関し必要な事項について定めるものである。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

(傍聴者受付)

第3条 事務局は傍聴者受付を設置し、傍聴を希望する者は傍聴者受付にて住所・氏名・年齢を記入するものとする。

2 傍聴希望者数が、定員に満たない場合は傍聴希望者全員を傍聴可能とする。ただし、定員を超える場合は報道関係者を優先し、一般傍聴者は、受付の先着順により決定する。

(傍聴席に入場することができない者)

第4条 次の者は、傍聴席に入場することができない。

(1)第3条により決定した傍聴者以外の者

(2)審議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められ事務局が判断した者

(傍聴者の守るべき事項)

第5条 傍聴者は、会場の秩序を乱し、又は審議の妨害となるような行為をしてはならない。

また、傍聴者は発言してはならない。ただし、座長の求めがあった場合は、この限りではない。

(写真、動画撮影及び録音等について)

第6条 傍聴者は、会場における写真、動画の撮影や録音は議事に入る前まで可能とし、議事開始以降の写真、動画の撮影や録音等は禁止とする。

ただし、事前に座長の許可を得た場合は、この限りではない。

(秩序の維持)

第7条 座長は、会議の円滑な運営を図るため、傍聴者に必要な事項の指示をし、又は事務局の職員に指示させることができる。

2 座長は、前項の指示をし、又は事務局の職員に指示されたにもかかわらず、傍聴者が指示に従わないときは、傍聴者を退場させることができる。

(その他)

第8条 この規定の変更やこの規定に定めのない事項は、座長が懇談会に諮って定める。

事前登録について

令和 8 年 1 月 16 日 (金) の第 10 回『明日の西湘海岸を考える懇談会』の開催につきまして、取材を希望される報道機関におかれましては、下記のとおり、事前にメールにて登録をお願い致します。

事前登録受付〆切：令和 8 年 1 月 15 日 (木) 17 時 00 分まで

件名： 第 10 回『明日の西湘海岸を考える懇談会』

本文： ①報道機関名

②代表者氏名 (ふりがな)

③連絡先 (電話番号、メールアドレス)

④人数 (代表者含む)

送付先：国土交通省関東地方整備局 京浜河川事務所 海岸課

ktr-keihin-kannai@mlit.go.jp